

部工会における交通安全に関する取組み

～未認定チャイルドシートの世界流通について～

一般社団法人 日本自動車部品工業会

チャイルドシートの国内法規

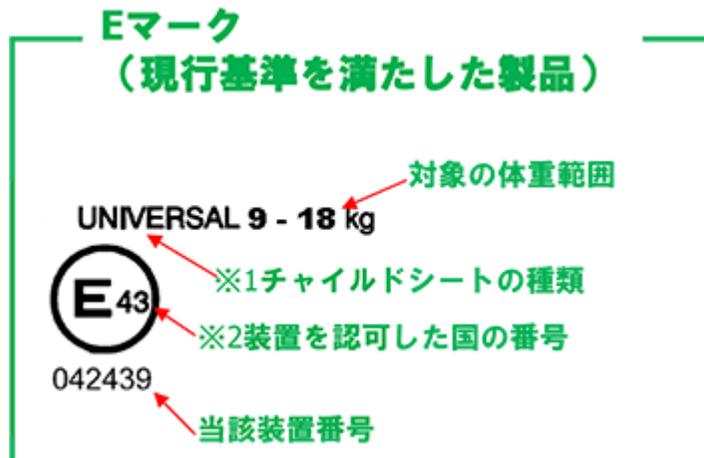
チャイルドシートの着用義務付けについては、道路交通法に、幼児を乗車させて自動車を運転する時には、道路運送車両法に適合し、かつ幼児の発育の程度に応じたチャイルドシートを使用することが規定されています。

道路交通法第71条の3第3項

自動車の運転者は、幼児用補助装置（幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさせるため座席に固定して用いる補助装置であって、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するものをいう。）を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。

従って、チャイルドシートは「道路運送車両法」に基づく「道路運送車両の保安基準」で規定されている基準に適合しているものを使用しなければなりません。

平成18年10月にチャイルドシートに関する基準の見直しが行われ、自動車基準の国際調和の観点から、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定（1958年協定）に基づくUN規則第44号と整合化が図られ、認証の相互承認が行われてます。この協定加盟国の認証を受けたチャイルドシートには、製品に下図のようなEマークが添付されています。また、安全性能等に問題があると認められた場合のチャイルドシートリコール制度が設けられています。



※1チャイルドシートの種類

- UNIVERSAL(汎用)
- SEMI UNIVERSAL(準汎用)
- RESTRICTED(限定)
- SPECIFIC VEHICLE(特定車両用)

※2装置を認可した国の番号

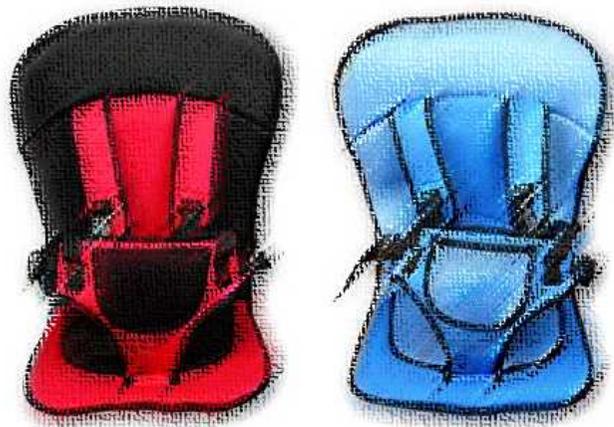
例：E1(ドイツ)、E43(日本)等

しかし市場では……

ネット等による未認定商品の販売が行われています。

参考例

「レッド&ブラック」チャイルドシールド 持ち運びに便利 簡単 脱着 チャイルドシート 子供 保護 簡易型 座席 どこでもチェアシート ベビーチェア



価格： ¥ 2,100 通常配送無料

商品の説明

色:「レッド&ブラック」

持ち運びに便利なチャイルド保護シールド 収納かばんにいれてらくらく携帯できます。レンタカーに、他人の車に乗せる際にも重宝します。安全、安心 子供を守ります。0~6歳くらいまで使用できます。説明書は添付しておりませんが簡単に取り付けできます。ただし、セダンなどの後部座席には取り付け不可です。中国メーカー製品ですが、中国の交通安全協会認定 安心な商品です。【商品仕様】5点式固定タイプ・簡易型のチャイルドシートです。前部シートと倒せるタイプの後部シートにお使いいただけます

未認定品を購入したユーザーの反応

トップカスタマーレビュー

[5つ星のうち 2.0すべての座席に取り付ける事は出来ないので注意](#)

投稿者 [たいが](#) 投稿日 2016/2/2

色名:「レッド&ブラック」普通のチャイルドシートやジュニアシートでは、座席の幅を1~1.2人分くらいとるので、隣の席に座るにきゆうくつな思いをしなければならず、こちらの商品を購入しました。その点では、この商品を買って正解でした。しかし、この商品の取り付け方では、すべての座席に取り付ける事が出来ず、予定していた座席には取り付けが出来ませんでした。取り付けられる座席とは、助手席のような1人分の座席の形状をした座席で、1box系の2列目や3列目などにある幅が広い座席は取り付けが出来ませんので、注意して下さい。

[5つ星のうち5.0孫のために](#)

投稿者 [ぽんた](#) 2015年4月27日

色:「レッド&ブラック」

娘の車にはチャイルドシートを付けてますが 3人しか乗れないんですね 私の車は4人乗れるようにしたかったので ちょうどいいのが見つかってよかったです。孫を座らせるとしっかりとフィットしてばっちりでした。ただサイドにある調整がすぐ緩む所かな！

[5つ星のうち3.0立ち歩き防止程度の安全性](#)

投稿者 [Amazon カスタマー](#) 2015年4月22日

色:ブルー

普段使いではなく、あくまで簡易用に購入しました。安全性はほぼ見込めません。私は帰郷した際、母の車を運転する時に使用するつもりです。近くへ買い物行く時など、少しの運転の際にしか使いません。ベルトは調整出来ますが何だか使いにくいです。でも、きちんと座ってくれるので運転中助かります。あとは、背もたれのある椅子にも使えるので、外食の時にも使えそうです。車内でも、外食時にも立ち歩き防止として使えそうですね。

[5つ星のうち 5.0気軽に使える](#)

投稿者 [よっちゃん](#) 投稿日 2016/2/4

色名:「レッド&ブラック」仕事で使っているトラック用で購入しました。ちょこっとした買い物は乗用車ではなくトラックで行くことが多いので、1歳半でどこにでもついてくる孫にはぴったりのシートです。紐の調整等はリュックサックの要領で調整してあとはプラスチック製のバックルで締め付けて完了。(事故等の衝撃にこのバックルで大丈夫かと思った)ただ、乗用車のチャイルドシートに比べると機嫌よく座ってます。脱着の簡単さが気に入ってます。

未認定製品市場流通の問題点

ネット販売等による安価を売りとした未認定製品



- 見かけ上正しく装着されても肝心な時に正しく機能しない恐れがあり子どもの安全を確保できない
- 輸入業者による期間限定的販売であり、後日問題があった際のユーザ対応やリコール対応等も困難であると思われる

未認定製品への対応について（１）

第10次交通安全基本計画

- チャイルドシート、シートベルトの正しい使用の徹底
- 誤使用の防止や側面衝突の要件を定めた新技術
(i-size) に対応したチャイルドシートの普及促進

子どもの安全を守るという大前提のもと、この第10次交通安全基本計画にあるとおり、JAPIAの会員チャイルドシート企業により、ISO-FIX、i-size等、安全基準に沿って安全性向上をはかった製品の開発や販売を行っています。

そうした中、認定を受けず安全性に疑問が持たれる製品の市場流通は、チャイルドシートそのものの信頼性を揺るがすおそれがあるのみならず、業界全体がユーザから不信感を持たれはしないかと深く憂慮しております。

未認定製品への対応について（2）

JAPIAとしての活動から業界全体としての取り組みへ

日進月歩の技術により、安全基準の水準は向上しておりますが、市場での安全基準を無視する動きに対して、今後もJAPIAとして、認定を受けた製品を使用するようユーザに啓発する活動を強力に推進していきたいと考えております。

しかし、JAPIAのみの活動では限界がありますので、本件について、自動車関係の官庁と業界が共同歩調をとって対処頂けるように活動を広げていきたいと思っています。

(参考資料)

チャイルドシート 法規・基準関連年表

改正年月	法規・基準関連	
	改正事項	改正内容
昭和60年(1985)9月 (昭和63年9月施行)	<ul style="list-style-type: none">道路運送車両の保安基準第22条の5年少者用補助乗車装置 制定同技術基準 制定	自動車に備える年少者用幼児補助乗車装置の要件制定
昭和63年(1988)3月	<ul style="list-style-type: none">道路運送車両法施行規則 63条1項第1号関係年少者用補助乗車装置の型式認定基準 制定	基準に適合した安全なチャイルドシート普及促進を目的とした装置認定制度
平成5年(1993)4月	<ul style="list-style-type: none">道路運送車両の保安基準第20条 乗車装置4項 内装材料の難燃性制定によりこれを適用同 技術基準 制定	チャイルドシートの表皮材料等の難燃性基準規定
平成6年(1994)3月 (同年4月施行)	<ul style="list-style-type: none">道路運送車両の保安基準第22条の5年少者用補助乗車装置 3項一部改正	シート組込式年少者用補助乗車装置の規定整備
平成10年(1998)11月	<ul style="list-style-type: none">道路運送車両法施行規則 75条の2第1項関係年少者用補助乗車装置の型式指定基準 制定同日 年少者用補助乗車装置の型式認定基準廃止	相互承認協定(1958年協定)加盟による装置型式指定制度の制定
平成11年(1999)5月 (平成12年4月施行)	道路交通法71条の3 改正	6歳未満幼児の自動車乗車時のチャイルドシート着用義務法制化
平成12年(2000)1月 (平成15年1月完全施行)	<ul style="list-style-type: none">年少者用補助乗車装置の技術基準改正	ECE基準(R.44)との整合 ・カテゴリー(ユニバーサル、スペシフィック、コンパティブル) ・動的試験シートをECE基準と同等 ・梱包等への表記
平成15年(2003)8月 (平成16年1月施行)	<ul style="list-style-type: none">道路運送車両法施行規則 63条の3第2項関係特定後付装置のリコール制度 新設年少者用補助乗車装置のリコール届け出等に関する取扱要領 制定年少者用補助乗車装置における改善措置に関する判断のガイドライン制定	特定後付装置リコール制度の新設
平成15年(2003)9月	<ul style="list-style-type: none">道路運送車両の保安基準第22条の5 改正道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 32条、110条、188条 制定年少者用補助乗車装置の技術基準 一部改正	基準の告示化による装置毎の性能基準を告示に一本化
平成18年(2006)3月 (同年10月施行)	<ul style="list-style-type: none">道路運送車両の保安基準第22条の5 改正装置型式指定規則第5条 改正	チャイルドシートの相互承認協定対象に伴う改正(ECE R.44の採用)
平成18年(2006)8月 (同年10月施行) (平成24年4月完全施行)	<ul style="list-style-type: none">道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 32条、110条、188条 改正年少者用補助乗車装置の技術基準 廃止	チャイルドシートの相互承認協定対象に伴う改正 ECE R.44の採用によりユニバーサルタイプ ISO-FIX CRSの認可 技術基準を廃止し、告示本文での規定がECE R.44基準の原文となる。
平成19年(2007)6月 (平成20年6月施行)	道路交通法71条の3 改正	自動車乗車時の全乗員のシートベルト着用義務法制化 (6歳未満幼児の場合はチャイルドシート着用)